

子どもの権利条約



イラスト/土田義晴

(目次)

“キレる”子どもと
 子どもの権利条約…………… 1~3
 高校生から/親から/中学校教師
 から/司法の現場から
 大阪・緊急子どもフォーラム98
 に参加して…………… 4
 日本の政府報告書の審査、
 5月27~28日に
 —世界が検証する「日本の子どもの人権」…… 5
 所沢高校問題の争点は何か
 資料「生徒会権利章典」…………… 6~7
 『季刊子どもの権利条約(仮)』創刊…………… 8

5月10日・ネットワークイベント

“キレる”子どもと子どもの権利条約

—「子どもの人権バッシング」に就いて—

イベントの意義と役割を考察する

子どもの権利条約ネットワークは毎年五月五日のこどもの日に、子どもとおとなの対話をすすめるイベントを行ってきました。しかし、今年は会場の都合もあって、日程も五月十日となり、また、企画内容も以前のような子どもとおとなの対話型グループ討議の方法ではなく、今日社会問題化している少年の「衝動的暴力」の問題についてパネルディスカッションを行うことにしました。

きっかけは、今年一月二十八日に栃木県黒磯北中学校で起きた男子中学生の女性教師ナイフ殺傷事件を皮切りとした一連の中・高校生の「衝動的暴力」事件にともなって、「子どもの人権」批判が始まり、また「所持品検査」「警察連携」のような監視・管理主義が台頭してきたためです。ネットワークでは、こうした子どもの人権バッシングを打ち破っていく新たな取り組みを迫られています。

今回の企画には、当事者の立場から現役の高校生、直接関わりを持つおとなの立場から親、中学校の教職員と少年司法関係者、そして子どもとおとなの橋渡し役として大学生の若者がそれぞれパネリストとして参加します。(2~3頁参照)

「子どもの人権」甘やかし批判に就いて

この一連の事件は、ほんとうに子どもの人権を認めたため、子どもが甘やかされて起こしたことなのでしょうか？それほどに、子どもたちは権利が保障され、「勝手気まま」が許されるような状況にあるのでしょうか？まずは、この因果関係をきちんと検証したいと思います。

衝動的暴力の背景を探る

次に、少年たちが衝動に走るほんとうの背景は何なのか、を探り出さなくてはならないと思います。今、子どもとおとなの関係は最悪の事態にあるといつてよい状況にあります。おとなは、子どもを理解できない不気味な存在と感じはじめ、子どもたちは、おとなへの不信任に加え、いじめなど子ども同士の相互不信、自己不安、孤立の中にいると思われる。こうした現状が衝動的暴力の背景にあるのではないのでしょうか。

信頼関係を回復しパートナーシップを確立する

第三に、どうしたらこのような不信や孤立から脱し、相互の信頼関係に基づいた健全なコミュニケーションが再構築できるのか、を探らなければなりません。これこそが問題の根本的解決につながる道ではないでしょうか。そしてこれは、おとなだけで解決できる問題ではなく、まさに子どもとおとなのパートナーシップこそが重要で、そのプロセス自体が相互信頼の回復につながる道だと思えます。

多くの方々の方々の積極的参加をもって、建設的な対話が行われることを期待します。

(企画担当) 藤井幹夫・荒牧重人

「キレる子ども」を

作り出したおとな社会が問題

古賀 美紀（高校一年生）

近頃、中学生による「衝動的暴力」事件が続発している。今年の一月に起きた黒磯での事件の時、私はまだ中学生で、同じ中学生が起こした事に大きなショックを受けた。その後世間ではこの事件での衝動的な状態を「キレる」と表現した。キレる。これは恐らく（勝手な解釈だが）心の中に積もったストレス等が何かのはずみで爆発し、精神の状態が自分でコントロールできなくなる状態ではないかと思う。もしそうだとしたら問題は「キレた」時よりも「キレる」原因となったストレスが一体何か？だと思う。つまり、ナイフを生徒が持っているようが持っていないが関係ない。仮に、黒磯あの少年がナイフを持っていなかったとしても、彼が「キレる」のは誰にも止められない。何故ならば、ナイフの有無に係わらず、彼はすでに「キレる」までのストレスを溜めてしまっているのだから。

今、ナイフによる事件多発に伴って所持品検査の是非が大々的に問われているが、私ははっきり言って所持品検査には反対だ。先にも言ったが、ナイフが無くてもキレるものは止められないし、この事件がもしナイフではなくて殴り殺したものであったらどうするのだろうか。まさか腕を取り上げる訳には…ねえ。

要するに私が言いたいのは問題の観点が間違っているという事。もちろんナイフをやたらと持ち歩くのは危険だと思ふ。けどナイフを取り上げても事件の解決にはならない。

今の日本に必要な事は「キレる子ども」を作り出してしまった教育現場、家庭、そして大人社会とは一体何なのかを皆が一体となって考え、実行する事だと思ふ。心の問題というのはすごく難しい。だからそう簡単に答えが出るとは思わないし、もしかしたら答えは幾通りもあるのかもしれない。けど、そこであきらめて見かけだけの「落ち付き」を求めるのではなく、常に考え話し合うことが何よりも大切なのではないだろうか。

試行錯誤と自己決定の

時間をたっふりほしい

——思春期の箱の過ごし方——

天野 智子（親）

昨年、地域の中学校に入学した私の娘は、通い始めの頃こう言っていた。「なんだかたまりとして扱われているようでイヤなんだよね。小学校の時はお母と一人一人として接してくれた。」

「三年後、三年後ってすぐそれに結びつける。そんなことしてたら三年後困るのはお前達だって。」小学校と中学校は目と鼻の先、卒業と入学との間の時間の経過もわずかなものだ。でもその「箱」としての質はかなり違う。私は娘のつぶやきからそういう思いを強くした。思春期真っ只中の三年間は一生のどの三年間よりも（0-3歳は別として）最も心身の成長が著しく、変化が大きい。この時期を過ごす「箱」によっては、この自然な成長がゆがめられた形で固まることを強いられてしまふのではないだろうか？難しい思春期をとにかく大禍なく過ごすことを最優先してつくれた「箱」が多すぎるように思うのだ。

私が、プレーパークという地域の遊び場の運営に関わりながら子育てをしてきた。「子どもの遊び場」というと中学生はもう関係ないだろうといわれることが少なくないが、実際には中学生以上の子どもも多くやってくる。缶けりやドロケイに興じ、プレーリーターとよばれる常駐スタッフにひたすら話をする。大きな体でじゃれ合う姿を見るとまだまだスキんシップを求めているのだなと思う。かと思つとプレーリーター顔負けの仕事をしたり意見をいったりする。「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーとしているこの遊び場は、時に周囲から、「好き放題させて何もつけていない。」といわれる。一連の中学生の事件で親の養育態度の問題点として論じられたことと通じるところだ。

「社会規範がくずれた今、大人の毅然とした態度こそ求められる」と学校からの配付物にあった。でも子ども達自身にきちんと責任を返していくためには、試行錯誤しながら自己決定していくたっぷりとした時間を保障することこそ不可欠だと思ふ。そしてそれを見守るといふのは、放っておくということではなく、大人である自分の価値感を見守り自由と責任を共に考える姿勢なのだ。

子どもたちの現実、 感性とクロスさせたい

—「学校の風景は変わったか？」を問う中で—

芹沢 秀行（中学校教員）

私たち三浦半島の教職員が「学校の風景を変えよう」を合い言葉に教育運動を提起してから早いもので六年目を迎えようとしています。「学校五日制」の導入と「子どもの権利条約」の批准が、その大きなきっかけでした。「風景を変えよう」切り口は「学校の常識を問う」ということでした。これには二つの意味があります。一つは、中学校を中心に、一般社会また子どもたちの考えとはずれたところで成立していた細かすぎる「校則」の問題や「校則」にさえ記されていないことが、さまざまにルール化されていた実態を改めるべきだと考えたことです。もちろん、建前の禁止とは裏腹に存在し続ける「体罰」の問題もそのなかには含まれます。そして、もう一つの視点で、学校に「当たり前」のこと、「良かれ」として定着しているさまざまなことを、本当にそのことは必要なことなのか、子どもにとっての最善の利益になりえているのか、という問いかけでした。

しかし、教職員の意識に根強くあったのは、趣旨はわかるが「学校の風景を変えよう」具体的ことがらを、提起してほしいということでした。それから六年、私たちの地域の学校の風景は変わりつつあるでしょうか。私たちの思う方向に変わってきたこともあり、しかし、それ以上に子どもたちの現実が急変しており、その変化のふれ幅の方がはるかに大きく、またもや私たちの教育運動の方がおいてきぼりをくらっている感じも否めません。

そのことは私たちにどのようなとりくみも、子どもたちの現実、子どもたちの感性とクロスしないことには、膨大な錯覚と疲労が積み重ねられていくだけだということを教えています。このことが、学校・教育にかかわるすべての人に理解されなければ、ナイフ事象に象徴されるように、風景は私たちの思いとは裏腹な形で急変し続けていくことになるのではないのでしょうか。

孤立した自立、 欲求がナイフ所持に

網野 利夫（司法関係者）

中学生のナイフ所持が社会問題化しています。ナイフを使つての殺傷事件が中学生の内外で連続して発生してきたからでした。所持品検査をしてナイフ狩りをしようとの主張がある一方で、ナイフは道具だから取りあげてもまた入手するか他の物を使うだろうとの主張もありました。確かに、ナイフを取りあげてお説教するだけでいたらまた入手するとかするでしょう。しかし、ナイフは道具とも言い切れず、ナイフを持つていたがために行動に出るとか思いもしなかった重大な結果を発生させてしまうことは予想できます。

今のナイフは造形的に優れており重量感もあり、しかも攻撃力も秘めており、魅力的です。持つのが流行しているのと聞いても納得できます。特に、中学生は、自分を志向し揺れ動きの激しい心情の時期です。持っているだけで、安心したり、気持ちが大きくなったりする度合も、他の年齢層の人達よりも大きいのではないのでしょうか。さて、「きれい」で思い出すのが、昭和五〇年前後の対教師暴力です。不良

グループの中心に、そういった者がいました。その前には、年齢で上になりましたが暴走族の幹部の中にもいました。近くでは、高校生やチーマーの集団暴力事件で、暴力の最中に歯止めがきかなくなつて殺傷に至つた事件が続きました。現在問題になっている中学生の事件は単独です。不良集団の凝集力がなくなつてきて、個人個人といったところでも発生するようになったという感じですが。良くも悪くも仲間内で支え補強し合つて自立していく関係が薄くなつてきたのかも知れません。ナイフは、所有者が自立を孤立して行なおうとすればする程、より魅力を増す場合があるものかもしれません。

ところで、中学生の非行の多くは窃盗やそれに類似した占有離脱物横領です。落ちこぼれで、家庭環境も余り良くなく、個でなく集団で行つています。以前から、ずっと変わりません。この状況からは、ナイフ対策は限定されたもので、目先のものといった感がします。

人として学べるような先生なら信頼できる

石原 拓馬（中学二年生）

四月の十一日に天満橋にあるドーンセンターにて「緊急子どもフォーラム98 OSAKA」が開かれました。そして初めに主催者側からの挨拶という事で原さんという女性から今回のフォーラムを開くきっかけなどを言ってもらいました。

内容は、主にナイフ事件に関連する事や現代社会の子どもに対する現状などです。次に前半のパネラーの方々の自己紹介に個々の意見をふまえた事を話してもらいました。

今回来て下さった人達は、大阪弁護士会の木村さん、大阪教育委員会の中田さん、府の教育委員会の野村さん、JHCの良井さんたち。この人たちは主に現在の学校教育について話してもらいました。そしてそれらの意見についてのフロアーから質疑応答の時間で、とある女性の言った「イヤダと言える人になりなさい」要するに自身自身を持って、という言葉に私はすごく共感を憶えました。

十分間の休憩をはさんで、後半のパネルディスカッションでは、親と子ども

先生と生徒の信頼についてという事が主体になっていました。その信頼についての話し合いでは、大半の人達が信頼関係を作るためには、まず自分から信頼しなくてはならないと言う意見が多かった。私はそれも一つのやり方だと思ったが、私が先生ならまず最初に人が自分を見て、なにか人として学べるような所がある先生になるよう努力するだろう。なぜかというところのような先生なら私は、信頼できると思うからである。しかしこれを先生に求めるのは、かなり難しい事だ。しかし難しいからといって諦めてしまったらそれは、無理になってしまふのではないかと私は思っている。だから、たとえ無理があつたとしても精一杯ガンバル事が一番大切な事ではないかと私は思っています。そしてみんながこのような気持ちで独自に取り組めばきっと世の中がすごく進歩するのではないかと私は思っています。最後に私はこのフォーラムに出て本当に良かったです。このフォーラムを開いてくれた方々に感謝します。

子どもに意見を求めるのではなく、意見の交換が必要

—— 緊急子どもフォーラム98に ——

僕は今回、大阪で開かれた、子どもフォーラムに参加しました、子どもフォーラム、といっても大半が大人で、子どもの僕にとっては少し難しくあまり意味が分からなかったです。

まずパネラーの人たちが自己紹介と軽く自分の考えを言ってくれました。その中の弁護士さんのいつてくれた銃刀法のことには驚きました。僕はナイフならカッターナイフでも銃刀法違反になると思っていました。実際には、刃先が六センチメートルを超える刃物を携帯してはならない、となっているから六センチメートルを超える刃物を持っていても、「何のために持っているんや」きかれた時に、素直に「自分を守るため」と言わずに「鉛筆を削るため」と、言えば捕まえることは難しいと言っていた。やはり僕は早急に少年法改正、法律の具体化が必要だと思う。

よくこういう会では、子どもがいれば、自分の意見を言わずに子どもから意見を聞き出そうとする。でもこれはいい迷惑だ。僕はただ子どもに意見を求めるのではなく、意見の交換が必要ではないかと思う。今回のテーマになった信頼についてもそうだ、人々の方がいくら子どもに「俺を信頼しろ」と、ノーパンシャブシャブなどに行った人に言われても、信頼などできるわけがない。信頼してほしいならまず、相手を信頼してみるかすれば信頼が生まれてくるのではないかと思う。 辻井 悠（10代）

日本の政府報告書の審査、五月二十七、二十八日に

世界が検証する「日本の子どもの人権」

平野裕 一

一九九八年は、国連が世界人権宣言を採択してから五十周年という記念すべき年である。国連ではこの機会に人権保障のいっそうの促進を図るため、さまざまな行事を行なう予定になっている。

しかも、今年是世界から「日本の子どもの人権」が注目される年になる見込みである。日本政府は、子どもの権利条約を批准（九四年四月）してから二年後に、条約の実施や普及のためにどのような措置をとったかに関する報告書を「子どもの権利委員会」（条約の実施状況を監視する機関）に提出した。この報告書については、子どもの権利の実態を十分に反映していない等の問題点がすでに各界から指摘されてきており、民間から三つのNGOレポートも提出されている（前号参照）。

そしていよいよ、九八年五月二十七、二十八の両日、ジュネーブで活動している子どもの権利委員会によって日本の政府報告書が審査される予定である。この審査によって、日本の子どもの権利保障の現実が世界的な視野から検証されることになる。すでに委員会

は日本政府に事前質問票を送付しており、これによって委員会の主要関心事項をうかがうことが可能である（事前質問票の日本語訳は、「いんふおめーしょん 子どもの人権連」第五十四号、九八年二月号IIを参照）。

政府の消極的な姿勢が問われる

注目すべき点は多岐に渡るが、まず、政府が条約を実施するための積極的な措置をまったくとっていないことが批判にさらされることになる。法改正はもとより、条約を実施するために必要な政策調整機関や、行政から独立した監視機関が設置されていないことなどが問題にされると思う。広報の不充実にしても同様である。

差別についても、とくに婚外子、マイノリティに属する子ども、障害児の権利保障に関して強い関心が示されている。子どもの意見表明権や参加権についても、学校における懲戒措置も含めて広く問題にされよう。

注目される体罰・暴力問題

このほか、家庭、学校、矯正施設そ

の他で蔓延している体罰や暴力についても、委員会があらゆる体罰の全面的禁止を求めてきたことに照らせば、重点的な議論の対象になるはずである。子どもの市民的権利が校則で考慮されているかどうかも質されることになる。

保健・福祉の領域では、HIV／エイズ、リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）、障害児の権利保障、薬物・アルコールの濫用や自殺の問題などが取り上げられる見込みである。

教育に関しては、カリキュラムの見直し、人権教育、いじめの防止、マイノリティが自分の言語で教育を受ける権利、管理職や教員に対する条約についての研修、休息・余暇への権利の実現などが質問項目にあがっている。委員会はこれまで受験競争の問題は何度か取り上げてきたが、休息・余暇への権利との関わりでどのような提案・勧告が出されるかも興味深いところである。

そのほか、難民、少年司法、性的虐待・搾取などについても、委員会が

取り上げることがほば間違いない（委員会のこれまでの議論の概要は、子どもの人権連・反差別国際運動日本委員会編著「子どもの権利条約 日本の課題95」労働教育センターを参照）。

「総括所見」は六月五日採択予定

いずれにしても、委員会における審査の場では、これまで日本のNGOが問題にしてきた課題の多くが取り上げられ、総体的な提案・勧告が出されるはずである（提案・勧告を盛りこんだ総括所見は六月五日に採択される予定）。日本政府は、いたずらに自分たちの立場を弁護したりするのではなく、問題点や課題を率直に明らかにし、数多くの報告書を審査して経験を重ねてきた委員会の知見を参考にしながら、「建設的対話」に携わることが必要である。そして、市民・NGOも審査や総括所見の内容をしっかりと把握し、フォローアップに努めていかなければならない。

なお、審査の詳しい模様は次号で報告する予定である。

所沢高校問題の争点は何か

あの所沢高校の生徒の親として

磯部 慈枝

埼玉県所沢高校（通称・所高^{とそこう}）は、生徒がのびのびと意見を主張できる自由な校風が特色だ。自由と言っても決して野放図ではない。行事や規則などについて、生徒側の要求と教育員側の意見が噛み合わない場合、双方の代表が話し合って合意点を見出すという協議会システムがあるのだ。この所高に、昨年四月、内田校長が着任して以来、このシステムが危機にひんしている。着任早々の入学式で、校長の主張する形での入学式が生徒や教職員の反対を押し切って強行され、式は混乱した。確かに校長は学習指導要領の儀式的行事の項を形の上で忠実に守ったのかもしれない。しかし、所高には一八九九年に出来て毎年生徒総会で承認され続けている、日の丸・君が代に関する決議文（学校という公の場での強制に反対するというもの）があり、生徒も教職員もそれを尊重した式を求めているのだ。思想良心にかかわる問題でもあり、十分な話し合いと説得の上で行なうならともかく、校長は全く一方的に強行したのだ。この一件で、校長

は生徒や教職員そして保護者に対し、校長不信任感を植え付けてしまった。

温厚な親も

キレてしまおう

以降この一年間、校長は、生徒に対して「説明はするが話し合いはしない」「生徒は指導される側だ」という態度をつらぬき、教職員や保護者に対しても、校長への信頼を回復させるところから反感をおおる姿勢ばかりと続けた。PTAの一員として私も何度も校長との話し合いに参加したが、校長の誠意のないかたくなな対応ぶりには本当にいらついた。どんな温厚な親も、校長と話し合うとキレてしまうのだった。そういう校長を県教育局は「入学式で日の丸・君が代を実施した」ということのみで評価し、校長を擁護し続けた。校長も県も日の丸・君が代にこだわっている。強制してまで実施させて、学習指導要領にあるような「日本人とし

ての自覚を養い、国を愛する心を育てる」ことが出来るものだろうか。実施率を調査してまで撤廃させようとしている文部省の姿勢にも問題がありそうだ。

生徒たちのこだわりは、 民主的協議会の実効

これに対し、生徒達がこだわっているのは、生徒教職員との話し合いを尊重する民主的協議会システムである。もし、校長の独断で、決められた事項がくつがえされることが定着すれば、「どうせ言っても校長にくつがえされるさ」ということになり、今までのシステムは有名無実化し、生徒の活力は失なわれるだろう。そこで、校長との衝突や式の混乱を避けるために、さらに、卒業生を暖かく送り出し、新入生を暖かく迎えるために、生徒達は、卒業式や入学式に代わるものとしての、生徒主催の卒業記念祭、入学を祝う会

感動的な卒業記念祭

と入学を祝う会

こうして迎えた三月九日と四月九日、私は卒業生や新入生の親ではないが、在校生の親として生徒を応援する気持ちを表わしたく、同じ気持を持つ多くの

在校生の親達とともに、卒業記念祭と入学を祝う会に参加した。その場に居ただけが味わえたあの会場の熱気と感動を、この紙面で十分に伝え切れない文才のなさがなんともどかしい。両事件とも、生徒達の創意工夫や暖かい心を持ち、生徒達の個性が随所に光り、生徒達のメッセージが心にピンピン伝わった。三月九日、マスコミは「卒業式бойコット」と書き立てたが、そうではない。生徒達は卒業式に代わるものとしての卒業記念祭だからこそ、卒業記念祭のみに参加したので。

今回の卒業記念祭や入学を祝う会は、明治時代の影を引きずった形式的な卒業式や入学式に対して、新しい式のあり方を問う試みであった。しかし、ひとつの学校で二つの行事が分散開催されるのはやはり異常であり、特に新入生に多大な心理的負担をかけたのは事実である。こういう事態になったことを、校長のみならず、私達保護者も謙虚に反省すべきだと思う。また、全国どの学校でもやっているであろう卒業式、入学式をやらずに、所高のみ新しい形の行事をやるということを定着させるかという点、文部省も県も儀式的行事の重要性を強固に主張している以上、非常に困難だと言わざるを得ない。しかし、生徒達は、決して儀式的行事としての卒業式、入学式を否定し続けるつもりではない。卒業記念祭と入学を祝う会は、内田校長着任以降の状況の中でこそ生じた方式だが、生徒の話合いの中で式を復活させたいという

結論になる可能性はゼロではない。それはその年々の生徒達が話し合って決めることなのである。

所高の「自主自立の校風」を守るために

問題解決のカジは校長が握っているのではない。土屋埼玉県知事は、四月十三日の定例記念会見で「校長を中心に、教師・生徒と時間をかけて率直に話し合ってほしい」と語っている。また、県教育局が発行している「彩の

国教育だより」では、「一人ひとりが主人公」という大見出しの記事の中に「子どもたちの個性を伸ばすためには、まず大人が多様で柔軟な価値観を持ち、それぞれの生き方を尊重していくことが大切なのです」と書かれている。校長には、ひとりの教育者として、ひとりの人間として、生徒、教職員、保護者に心を開いてほしい。生徒や教職員の信頼を得ずして、保護者の協力を得ずして、円滑な学校運営は成り立たない。信頼の回復に向け、全力を傾けてほしい。職場命令を乱発したり、教職員や生徒の総意を表明した教師をその発言を理由に処分したりという強権的

な行動はもうやめてほしい。しかし、校長は、四月十八日のPTA主催の「卒業・入学をめぐる一連の経過に関する説明会」に保護者や教職員の強い要請にもかかわらず欠席した。また、この四月、校長の要請に応じて県は、なんと六名もの管理職候補者を所高に配属させた。問題解決への道は遠い。所高生は、所高の自主自立の校風が大好きだ。この校風が、今回の騒動で壊されないことを切に願う。今、生徒達は元気に通学し、平常の高校生活を送っている。生徒達の明るさ、たくましさ、大人の私達が大いに励まされ

所沢高校「生徒会権利章典」

〈前文〉

人間は、人間らしく自由に生きる権利を生まれながらに持っている。

自由な高校生活を送ることは、所高生の普遍的な願いである。そのために必要な様々な権利がある。過去、所高生は数多くの努力を重ね、自由を手にしてきた。又その過程でいくつかの権利が保障され、その中には、生徒と職員との信頼関係により得たものがある。それら手にしてきた自由を持ち続けるために私達は自治を確立する必要がある。自治が崩れるということはそれらの権利を失うということである。自治が崩れる危険がある場合、できる限りの努力をし、それを防がなければならない。

ここで『生徒会権利章典』を制定し、自由という権利の価値・意味の認識をする。

1. 学校は生徒と教職員によって構成されており、その構成員一人一人の個性は認められ一人一人の主張は尊重される。
2. 生活向上のための自治的かつ民主的な活動の自由は保障される。
3. 服装、頭髪を含む表現の自由は保障される。
4. 思想の自由は保障される。

これらの自由は、他人の権利を侵さない範囲において有効であり、又常に責任を伴うものであることを忘れてはならない。ただし、思想の自由は他人の権利を侵害し得ないものであるから、いかなる場合においても保障されるものである。

1990年11月22日 生徒総会

初の子どもの権利総合誌

季刊子どもの権利条約

(仮称)

(発行・エイデル研究所)

創刊について

早ければ今年七月にも、エイデル研究所から、『季刊子どもの権利条約(仮称)』が創刊される。昨年末から、エイデル研究所の協力を得て、本誌編集委員会(喜多明人編集代表)が組織され、子どもの権利に関する総合的情報・専門誌の刊行にむけて準備が進められている。本誌は、以下のような趣旨に基づいて順調に創刊号等の準備がなされている。

(1) 子どもの権利、子どもの権利条約に関する総合的情報・専門誌

子どもに関わって生じている諸問題を子どもの権利および条約の視点から考へる素材を提供すること。

(2) 子どもの権利条約の普及誌

子どもの権利および子どもの権利条約に関する最新情報を提供する。とくに、日本社会において、子どもの権利条約を「風化」させずに、「定着」させていくこと。

(3) 三つの橋渡し

子どもの権利の実現を妨げている障碍の克服をめざし、以下の三つの橋渡しに役となること。

ること。

* 縦割り社会をつなぐ

教育、文化、福祉、医療、家庭、少年司法等の「縦割り」領域をつなぐ

* 日本と世界の子どもの問題をつなぐ

「日本の子ども」、「国内の外国籍の子ども」、「途上国等の子ども」の問題をともに考えていく。

* 子ども社会とおとな社会をつなぐ

なお、創刊号では、「特集 子どもとおとなのパートナーシップ」が組まれて、「親として子どもとどう向き合うか」について、現実に関わっている実践課題ごとに、「一問多答」の多面的柔軟な解答事例を用意した。小特集では、日本政府報告書の審査について、最新情報をもとにした論点の解明をはかる予定である。

ぜひ、定期購読(年四回発行・申し込みはエイデル研究所まで)をおすすめします。

(喜多明人)

創刊号 特集

子どもとおとなのパートナーシップ
—親として子どもとどう向き合うか—

* “一問多答”=複眼的な視点で子どもとの人間的対話を

- * 親も自分らしく生きたい…でも子どもが
- * 子どものペースでゆっくり育てたい。でも世間が
- * なぜ、うちの子がいじめに…
- * 子どものペースでゆっくり育てたい…でも世間が
- * 何事にもやる気をもせない…親として不安
- * セックスが前提の男女交際が当たり前なの？

『子どもの権利条約』No.37
1998年4月15日発行

★発行 (隔月刊)
子どもの権利条約ネットワーク
〒105 東京都港区海岸
1-6-1-831

Network for the Convention
on the Rights of the Child

Tel. 03-3433-7990
Fax. 03-3433-7369
(月・金曜日/午後1時~午後6時)

★発行人 喜多明人
★編集人 荒牧重人
★年会費 4,000円
学生 2,000円
18歳未満 1,000円
定期購読 5,000円
*郵便振替 00180-2-750150
★印刷 株第一プリント

季刊教育法

113号 1,700円

「いじめ」社会と裁判

いじめ社会からの脱却……………鎌田 憲仰
いじめ事件の法的考察……………坂田 正徳
いじめ-社会科教師への期待……………梅野 正徳
●資料 いじめ判例・いじめ事件に関する動き

地域社会と高校の脱構築……………黒沢 惟昭

教科書裁判と私

一教科書裁判32年一
浅羽 晴二/伊藤 公一/大田 堯/尾山 宏
兼子 仁/神田 修/門井 節夫/君島 和彦
小林 和/後 正市/時野谷 滋/永井 憲一
秦 郁彦/渡村 幸彦/堀尾 輝久/森村 誠一
弓削 達
●資料 第三次家永教科書訴訟最高裁判決要旨

教育基本法50年 これまでとこれから
教育の機会均等-学校教育……………平原 春好

エイデル研究所 東京都千代田区九段北
4-1-11 5F
〒102 電話03-3234-4641(9)

ネットワーク・フォーラムの本

◇子どもの権利条約ネットワーク編集

『権利条約の批准で何が変わったのか』
—ニュースレター14号・29号まで
頒価1500円

◇子どもの権利条約フォーラム実行委員会編
『検証子ども権利条約』
日本評論社発行

(問い合わせ・注文は、子どもの権利条約ネットワーク事務局まで)
定価1700円